

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人河野臨牀医学研究所(以下「この法人」という。)定款第14条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、「公益認定法」第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬、退職金等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。但し、業績手当は、業務の業績、貢献度等を総合的に勘案して、定時評議員会の決議を得て、支給することができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じこの法人の職員の退職金規則に基づいて支給する。
- 4 評議員に対しては、評議員会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員報酬等月額は別表1「常勤役員の報酬等月額」とおりとする。

- 2 この法人の非常勤監事の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」とおりとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」とおりとする。
- 4 評議員の報酬等は、定款14条の範囲内で別表3「評議員の報酬」に基づき支給するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 この法人の常勤役員の報酬は、毎月24日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、この法人の職員給与規則第5条第2項の規定に準じて支給する。非常勤役員等

にあつては、理事会出席等、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等への報酬等は現金をもって本人に支給する。常勤役員の報酬は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員等には、その通勤の実態に応じて、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、「公益認定法」第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、この法人の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表1 常勤役員の報酬等月額

- ・ 理事長 報酬月額 150万円（年俸1,800万円）以下
調整手当 34万円（年俸408万円）以下
医師としての宿日直勤務手当等は、この法人の「職員給与規則」等による額
- ・ 常務理事 報酬月額 4万円以下
- ・ 理事 報酬月額 2万円以下
- ・ 業績手当 月額42万円以下（評議員会決議の月の翌月から、12等分した額を支給）

別表2 非常勤役員の報酬

- ・ 理事 理事会出席の都度、一人一律源泉所得税控除後で2万円以下
- ・ 監事 理事会等出席の都度、一人一律源泉所得税控除後で2万円以下

別表3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、一人一律源泉所得税控除後で2万円以下